

# 公益社団法人 新潟県食品衛生協会定款

平成25年4月 1日 制 定  
平成26年5月28日 一部変更

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人新潟県食品衛生協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟市に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、飲食に起因する食中毒、感染症、その他衛生上の危害発生を防止し、  
食品の安全性の確保や品質の向上を図るとともに、食品営業関係者及び消費者に対し、  
食品衛生思想の普及啓発を行い、公共の利益となる事業の速やかな推進を図り、もって  
公衆衛生の向上及び県民の健康増進に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食品衛生普及啓発事業
- (2) 公衆衛生・社会福祉増進事業
- (3) 災害時感染症等予防事業
- (4) 食品衛生指導員および食品衛生責任者の研修及び養成に関する事業
- (5) 会員の互助・福利厚生、表彰等事業
- (6) その他前条の目的を達成させるために必要な事業

2 前項の事業は、新潟県内において行うものとする。

## 第2章 会 員

### (種 別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 新潟県内において、食品関係営業者で構成する団体であって、地域保健法  
第5条第1項に規定する保健所の所管区域を代表し、この法人の目的に賛同  
して入会した者。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業の推進を援助するために入会した個人、  
法人又はその他の団体。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（以下  
「法人法」という。）上の社員とする。

### (入 会)

第6条 この法人に入会しようとする者は、理事会が別に定める誓約書及び入会申込書を会長  
に提出し理事会の決議を得なければならない。

2 理事会は、その可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

### (会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の 3 分の 2 以上の同意を得て、これを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則、規程等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、本会の目的に反するような行為をし、又はこの法人に秩序を乱したとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

### 第 3 章 総 会

(構成)

第 11 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額
- (4) 定款の変更
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において総会に付議された事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(総会の種類)

第 13 条 総会は、定時総会と臨時総会の 2 種類とする。

(開催)

第 14 条 総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に 1 回開催する。
- 3 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 18 条 総会に出席しない会員は、他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は、その代理権を証明する書面をあらかじめこの法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

第 19 条 書面により議決権を行使することができる旨を理事会で定めたときは、正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、この法人に提出して議決権を行使することができる。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に参入する。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人は、前項の議事録に署名押印しなければならない。

## 第 4 章 役員

(役員の種類)

第 21 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名以上 3 名以内
- (3) 理事のうち 1 名を会長とする。
- (4) 会長以外の理事のうち 5 名を副会長とする。
- (5) 会長及び副会長以外の理事のうち 1 名を業務の執行を行う専務理事とする。

2 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事の候補者は、別に定めるところによる。
- 3 理事会は会長を選定及び解職する。この場合において、理事会は、総会に付議したうえで、その決議の結果を参考にすることができる。
- 4 副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 5 監事は、理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し会務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の職務を執行する。

(役員の任期)

- 第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後において、第 21 条に定めた定数を割り込んだ場合は、新たに選任された者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 25 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。
- 2 役員の解任は、総会において、総正会員総数の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行うものとする。

(報酬等)

- 第 26 条 常勤の専務理事には、総会において別に定める基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。ただし、その他の理事及び監事は、無報酬とする。
- 2 役員にはその職務を遂行するにあたり、生じた費用を弁償することができる。

(顧問、相談役)

- 第 27 条 本会に顧問、相談役を置くことができる。
- 2 顧問、相談役は総会によって推薦し、選任する。
  - 3 顧問、相談役は本会の重要事項に関し、会議に出席して答え、又は意見を述べることができる。
  - 4 顧問、相談役は、無報酬とする。

## 第 5 章 理 事 会

(構 成)

- 第 28 条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第 29 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 総会の日時及び場所並びにその目的である事項の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招 集)

- 第 30 条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

- 第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

#### (決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

#### (議事録)

第33条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名押印しなければならない。

## 第6章 財産及び会計

#### (財産の構成)

第34条 この法人の財産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

#### (財産の管理)

第35条 この法人の重要な財産を除いた財産の管理は、会長が管理する。管理方法は、理事会の決議を経て会長が定める。

#### (会計年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎年事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て総会に提出し、第1号及び2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の供覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の供覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第40条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、正会員の議決権3分の2以上の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定資産の取得又は改良に充てるために保管する資金の取り扱いは、理事会の決議により別に定める。

## 第7章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において総正会員の議決権3分の2以上の決議を経て変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総正会員の3分の2以上の決議により解散することができる。

(公益認定取消等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取り消し処を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益法人の取り消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するもとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 委員会

(委員会)

第46条 会長は、この法人の事業の円滑な推進を図るために必要があると認めるとときは、理事会の決議を以て、委員会を設置することができる。

2 委員会は、会長がその設置を必要とする事案が生じた場合、対応策又は参考意見を策定し、理事会に提出する。

3 委員会の委員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

4 委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第9章 事務局

(事務局設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長その他の職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については会長が理事会の決議を得て別に定める。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護等

(情報公開)

第48条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第49条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は小熊正志、専務理事は牧吉範とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。